

## 北海道オホーツク総合振興局告示第 54 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和元年 9 月 11 日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

### 1 資格及び売払をする物品等の種類

令和元年度において道が締結しようとする（1）に定める契約にかかる一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により売払をする物品等の種類は（3）に定めるものとする。

#### （1）契約

令和元年 10 月 2 日に一般競争入札の公告を行う物品の売払契約

#### （2）資格

物品の売払契約（砂）に関する資格（以下「資格」という。）

#### （3）物品等の種類（※下記数量は概数であるため、必ず現地確認を行うこと。）

砂 8,979 m<sup>3</sup>

### 2 資格要件

1 の（2）の資格については次のいずれにも該当すること。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）暴力団関係事業者等でないこと。

（6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（7）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

（8）北海道内に本店、支店若しくは営業所等を有すること。

### 3 資格審査の申請の時期及び申請方法

#### （1）申請の時期

資格審査の申請は、令和元年 9 月 11 日（水）から令和元年 9 月 25 日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間にしなければならない。

#### （2）申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページにおいてダウンロードすることができる。（HPアドレス <http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.htm>）

### (3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

イ 提出先の所在地 郵便番号 093-8670

北海道網走市北7条西3丁目

電話番号 0152-41-0708 (直通)

(4) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 再申請の事由

### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの。

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したものの。

### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(3)の申請書提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

## 5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

## 6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。